

最高裁秘書第3772号

令和元年8月8日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月7日付け（同月8日受付、最高裁秘書第2428号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成7年11月20日付け民事局第一課長、刑事局第一課長、行政局第一課長、家庭局第一課長事務連絡「裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求事件の処理について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求事件の処理について

平成7年11月20日高等、地方、家庭裁判所事務局長あて
民事局第一課長、刑事局第一課長、行政局第一課長、家庭局
第一課長事務連絡

標記の国家賠償請求事件の処理について、法務省訟務局総務課長から別紙のとおり依頼
がありましたので、よろしくお取り計らいください。

別紙

法務省訟民第1433号

平成7年11月7日

最高裁判所事務総局民事局第一課長 殿
最高裁判所事務総局刑事局第一課長 殿
最高裁判所事務総局行政局第一課長 殿
最高裁判所事務総局家庭局第一課長 殿

法務省訟務局総務課長 都築弘

裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求事件の処理について（依頼）
平素、標記の国家賠償請求事件（以下「裁判所関係国賠事件」という。）の処理につきまして、特段の御配慮をいただき、誠にありがとうございます。

ところで、昨今の裁判所関係国賠事件は、裁判官の訴訟指揮の違法や執行官の職務執行の違法を主張して訴えを提起するものが増える傾向にある等、従来に増して事実関係の正確な把握に努める必要が生じております。他方、受訴裁判所の答弁書提出期限は、国に送達後ほぼ1か月程度となっているところ、上記期限と調査回報書の当局への到着時期とが極めて接近しているため、第1回期日前の訴訟準備が極めて不十分なまま期日に臨まざるを得ない等の実情にあります。

つきましては、裁判所関係国賠事件の一層の適正・迅速処理を図るために、その処理に当たりましては、下記の点につき御配慮いただきたくお願ひいたします。

記

1 所管裁判所（違法行為を行ったとされている職員が当時所属していた裁判所）の担当者は、法務省からの調査回報依頼通知を受け取ったときは、速やかに担当の法務局又は地方法務局に連絡し、訴訟準備の打合せの要否等について協議する。

なお、法務局側の連絡窓口は、法務局の場合は訟務管理官、地方法務局の場合は（総括）上席訟務官である。

2 所管裁判所の担当者は、原記録の閲覧贈写等訴訟の準備に必要な資料の利用について、可能な限り協力する。